

C2—2024—

法 律

## 専門（記述式）試験問題

### 注 意 事 項

1. 問題は憲法、行政法、民法、国際法、公共政策の**5科目（19ページ）**あります。このうち**任意の2科目**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
  - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
  - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
  - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。  
問題番号欄には、解答した問題の別（**憲法、行政法、民法、国際法、公共政策A又は公共政策B**）を記入してください。
  - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

## 憲法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

一部のペット販売業者が、健康な育成にとって不適切な環境下で飼育された動物を消費者に販売することで、消費者の利益を害するおそれがあるとともに、動物愛護の気風に悪影響を与えるおそれがあることに鑑み、国は令和 X 年、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）を改正して、ペット販売業者に対する新たな規制を導入した。

従前は、動物の販売・保管等を業として行う者として登録を受けた「第一種動物取扱業者」のうち、犬、猫その他の環境省令で定める動物（以下「犬猫等」という。）の販売を業として営む者が犬猫等を販売する場合には、犬猫等を購入しようとする者に対して、あらかじめその事業所において、その犬猫等の現在の状態を直接見せるとともに、原則として対面により書面等を用いて適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならない旨が定められていた（法第 21 条の 4）。今次の改正法は、これに加えて、犬猫等の健康状態や飼育環境に関する知識等、獣医師に準ずる高度な専門的知見及び技能を持つ者が犬猫等を販売する事業所において確保されるようにするために、愛玩動物管理士という資格を新たに設け、第一種動物取扱業者で犬猫等の販売を業として営む者に対して、その事業所に愛玩動物管理士を常駐させ、これに上記の書面等による情報提供を行わせることを義務付けた（以下「本件規制」という。）。なお、本件規制の適用に当たっては、経過措置として 1 年間の猶予期間が定められた。

個人でペットショップを営む高齢の A は、本件規制により、自分のような個人の零細な販売業者にとっては、新たな資格を取得するためにペットショップの存続にも関わる過剰な負担が生じ得るし、そうでなくても犬猫等の販売業者一般に不合理な負担が発生すると考え、本当に本件規制に従わなければいけないのか、旧友の弁護士に相談した。その弁護士は、憲法第 22 条第 1 項との関係で本件規制の憲法適合性が問題となり得る旨を指摘した。

### [設問]

本件規制の憲法適合性について、本件規制を合憲と考える側の論拠及び違憲と考える側の論拠の双方について適切に言及し、また、必要に応じて判例・学説にも言及しながら、具体的に論じなさい。

(参考)

#### ○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 (略)

## ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（令和 X 年の改正前）

（目的）

第 1 条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（第一種動物取扱業の登録）

第 10 条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第 21 条の 4 において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第 22 条の 5 を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節（中略）において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の登録を受けなければならない。

2 （略）

3 第 1 項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。（中略））の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下略）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第 21 条の 4 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

Y市の市庁舎には、その1階部分に広さ200m<sup>2</sup>ほどのロビー（以下「本件ロビー」という。）があり、Y市庁舎等管理規則（以下「本件規則」という。）に基づきイベント等の開催のために貸し出されている。本件ロビーでは、過去には、NPOの活動内容の展示やY市の特産物の販売、貧困問題や教育格差問題に関するシンポジウム等も開催されたことがある。

Y市で活動する団体Xは、国際紛争に関する写真展（以下「本件写真展」という。）を本件ロビーで開催することを企画した。このとき、Xは、本件写真展は本件規則第5条第3号ないし第5号に当たる可能性があると考え、2024年5月1日から7日まで、本件ロビーにおいて写真展を開催するため、同年4月1日、庁舎管理者であるY市長に対して本件規則第6条第1項所定の許可を申請した（以下「本件申請」という。）。本件規則第5条は、庁舎等における禁止行為を定めているが、本件規則第6条に基づく許可を受けた場合には、許可された行為を庁舎等を使用して行うことが認められるとされている。

Xが以前Y市庁舎とは異なる会場で開催した写真展では、Xの構成員が拡声器を使って紛争の当事国政府を非難する主張を宣伝したことから、同会場周辺が騒然とした雰囲気になったことがあった。このことを知ったY市長は、本件写真展の目的が本件規則第5条第6号にいう「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的」に当たり、その開催が同号に該当するとともに、Y市の事務等に密接に関連するとは言えないもの、かつ、Xの構成員が拡声器等でその主張等を宣伝するおそれがあり、市庁舎内の事務遂行に支障を来すものであるとして、本件申請による求めを拒否することを考えた。

その後、Y市長は、2024年4月12日、本件規則第6条第1項の定める場合に該当しないとして、本件申請を許可しなかった（以下「本件不許可処分」という。）。

そこでXは、本件ロビーの使用を求めて同月15日に裁判を提起することにした。

なお、Xは、本件写真展はあくまで現地の被害状況等を客観的に示すものであり、特定の政策に関する賛否を表明するものではないこと、本件写真展を平穩に開催することを計画しており、拡声器等を用いるつもりはないこと、5月3日の憲法記念日にあわせて開催することに意義があること、さらには、他の団体が主催した貧困問題等のシンポジウム等については本件ロビーの使用が認められていることから、Xに対してその使用を認めないことは問題であると反論している。

(1) Y市長は、本件不許可処分をする際に、その理由欄に「本件申請は本件規則第6条第1項の定める場合に該当しない」としか記載しなかった。このような理由の提示は適法といえるか、検討しなさい。なお、本件不許可処分には行政手続法が適用されるものとする。

(2) Xは、本件ロビーの使用を求めて抗告訴訟を提起するとともに、本件写真展の開催日が迫っていたこ

とから、仮の救済を裁判所に申し立てることにした。X はどのような抗告訴訟を提起し、あわせてどのような仮の救済を申し立てるべきか、簡潔に説明しなさい。

- (3) 行政主体の設置管理する施設の使用許可については、①市民会館や公民館といった住民の利用に供するための施設と、②市庁舎のように直接行政主体の公務のために用いられている施設とでは、その判断の基準が異なっていると言われることがある。①と②の違いを踏まえ、本件ロビーがそのいずれに当たるかを明記した上で、本件不許可処分の違法性（手続上の違法性を除く。）について検討しなさい。

(参考)

#### ○ 地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### ○ Y 市庁舎等管理規則

(用語の意義)

第 2 条 この規則において「庁舎等」とは、本市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(直接公共の用に供するものを除く。)で、市長の管理に属するものをいう。

(禁止行為)

第 5 条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為
- (2) 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為
- (3) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
- (4) ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布
- (5) テントその他の仮設工作物等の設置
- (6) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で行う示威行為
- (7) 立入りを禁止している区域に立ち入る行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

(許可能行為)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる行為について、本市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

- 2 庁舎管理者は、前項の規定による許可の際、必要な条件を付けることができる。
- 3 第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎等行為許可申請書を庁舎管理者に提出しなければならない。

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) Aは、親から相続により甲土地の所有権を取得し、その旨の登記を備えたものの、自ら甲土地を使用する予定がなかったため、甲土地を売却することを検討していた。Aの古くからの知人であるBが、そのことを聞きつけて、甲土地の売却をBに任せてほしいとAに持ち掛けてきた。Bに不動産取引の経験があることを知っていたAは、Bに甲土地の売却を任せることにし、令和4年9月2日、その旨を記載した委任状、甲土地の登記識別情報通知書の写し、及び、Aの実印をBに交付した。

Bは、甲土地の代金を受け取って当該代金を自身の借金の弁済に充てることを考えていたが、その目的を隠したまま、Aから交付された委任状をCに提示し、Cとの間で甲土地の売買に関する交渉を進めた。交渉の際、Cは、Bが借金を抱えていることを知っていた。令和4年10月3日、Bは、Aを代理して、Cとの間で、甲土地を2000万円で売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。同日に、代金の支払がされ、Cへの甲土地の引渡し、及び、AからCへの所有権移転登記もされた。その後、Bは、Cから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充ててしまった。令和4年11月1日になって、Aは、BがCから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充てる目的で本件売買契約を締結したことを知った。

以上の事実を前提として、次の問1に答えなさい。

問1 令和4年11月以降、Aは、Bに連絡をとることができなくなっている。令和4年12月5日、Aは、Cに対して、甲土地の明渡し、及び、AからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求した（以下「請求1」という。）。請求1が認められるかについて、論じなさい。

上記の事実に加え、以下の事実があった。

Aは、BがCから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充てる目的で本件売買契約を締結したことを知った令和4年11月1日に、甲土地についてAからCへの所有権移転登記がされた事実も知ったものの、1年にわたり当該登記をそのままにしていた。令和5年11月1日、Cは、自らの事業の運転資金としてDから1000万円を借り入れ、CのDに対する債務を担保するために、甲土地に抵当権を設定し、同日、その旨の登記がされた。Dは、当該抵当権の設定を受けた時、Cが甲土地の所有権の登記名義人であることから、Cが甲土地の所有者であると信じていた。

以上の事実を前提として、次の問2に答えなさい。

問2 令和5年12月4日、Aは、Dのための甲土地の抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した（以下「請求2」という。）。仮に、AがCに対して令和4年12月5日の時点で請求1をしていたのであれば当該請求が認められていたとした場合に、請求2が認められるかについて、論じなさい。

(2) Aは、幼稚園児（4歳9か月）であり、親であるBと公園に遊びに来ていた。Aは、Bが目を離した隙に、公園に隣接する敷地で進められていた甲建物の改修工事（以下「本件工事」という。）の現場に入ってしまった。その時、本件工事のために設置されていた足場が崩れ、落下してきた鉄骨がAの右腕に当たった。Aは右腕を骨折する重傷を負い、搬送された病院で治療を受けた。

Aの事故の時点における、甲建物とその敷地の所有者はCである。Cは、建設業者Dに依頼して本件工事を進めていたが、Dの資金繰りが悪化して本件工事を続けることができなくなったため、Aの事故の2か月前に、CとDは本件工事に関する契約を合意解除していた。その後、本件工事は止まったままになっており、甲建物の敷地に人の出入りはほとんどない状態であった。Aの事故があった時、甲建物の敷地の周りには、本件工事関係者以外の者の立入りを防ぐために、高さ3メートルのフェンスが設置されていたが、その扉の鍵が壊れていて、幼稚園児でも力を入れて押せば扉が開く状態になっており、Aはその扉から甲建物の敷地に入っていた。

以上の事実を前提として、次の問いに答えなさい。

Aは、Cに対して、事故によるけがの治療費の賠償を請求した（以下「請求3」という。）。請求3が認められるかについて、Cからの反論を考慮しつつ論じなさい。Cからの反論を検討するに当たっては、賠償額の減額が認められるべきであるというCの主張の当否についても、論じなさい。

## 国際法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

P 島においては、19 世紀以来、島全体を領域とする P 国が成立していた。ところが、1940 年代からの内戦を経て、1950 年代初頭に、P 島の半分において「Q 国」政府が、残りの半分において「R 国」政府が、それぞれ支配を確立し、現在に至っている。両「国」政府とも、P 島の全体が自「国」領であって、自「国」こそが P 国の承継国家である、と主張している。世界各国は、1980 年代までは「Q 国」か「R 国」かのいずれかのみを国家として承認していたが、1990 年代から両方を国家として承認する国が増え、1995 年には両国が同時に国際連合加盟を果たしている。しかし、A 国は、「R 国」のみを国家として承認し、「Q 国」を国家として承認しないことを明言している。もっとも、「Q 国」及び「R 国」の国連加盟を承認した国連総会決議は、A 国も出席する中、コンセンサスで採択されている。

2020 年に、A 国において、私人 X と私人 Y とが別々に「Q 国」を相手取って不法行為損害賠償訴訟を提起した。X は、A 国の  $\alpha$  市において「Q 国」の諜報機関に身柄を拘束され、「Q 国」に強制連行された後、脱出して A 国に帰国した、と主張した。Y は、A 国の  $\beta$  市において身柄を拘束されたと主張する点を除き、ほぼ同様の事実関係に基づく主張を行った。いずれの訴えについても、「Q 国」政府は主権免除を理由に出廷しない旨表明した。

$\alpha$  市の第一審裁判所は、「Q 国」は国際法上の国家であるとして主権免除に関する慣習国際法規則の適用を認め、さらに、本件身柄拘束と強制連行とはいずれも国家の主権的行為であるとして「Q 国」に免除を認め、X の訴えを退けた。X は上訴したが、第二審裁判所も同様の判決を下した。X は、A 国の最上級裁判所に上訴した。

$\beta$  市の第一審裁判所も、 $\alpha$  市の第一審裁判所判決と同様の理由に基づき、Y の訴えを退けた。ところが、Y の上訴を受けて審理した第二審裁判所は、「Q 国」は A 国政府により国家として承認されていないため主権免除は享有せず、いずれにせよ、本件身柄拘束や強制連行は国家の主権的行為ではなく、さらに、本件身柄拘束や強制連行につき主権免除を与えることは市民的及び政治的権利に関する国際規約第 14 条に反するため認められないと述べ、「Q 国」に損害賠償を命じた。「Q 国」は、第二審裁判所判決まで手続に参加していなかったが、この判決を受けて、主権免除を主張して A 国の最上級裁判所に上訴した。

A 国は、主権免除に関する法律を制定していない。A 国の裁判所は、慣習国際法及び条約の直接適用を認める判例法を確立している。

また、A 国と「Q 国」とのいずれも「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」を批准しているが、2024 年 4 月現在、同条約は発効していない。A 国は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の当事国である。



[設問]

以下の(1)、(2)の主張が両事件の最上級裁判所でされたとする。それぞれの主張について、その妥当性を論じなさい。

(1) 「Q国」はA国政府により国家として承認されていないため主権免除を享有しない。

(2) 仮に「Q国」がA国において主権免除を享有するとしても、本件身柄拘束及び強制連行については「Q国」に主権免除を認めることができない。

(参考)

○ **国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）（未発効）**

第8条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 (略)

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみをも目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものと認められない。

(a) 免除を援用すること。

(b) (略)

3・4 (略)

第12条 身体の傷害及び財産の損傷

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

○ **市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）**

第14条

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。(以下略)

2~7 (略)

## 公共政策

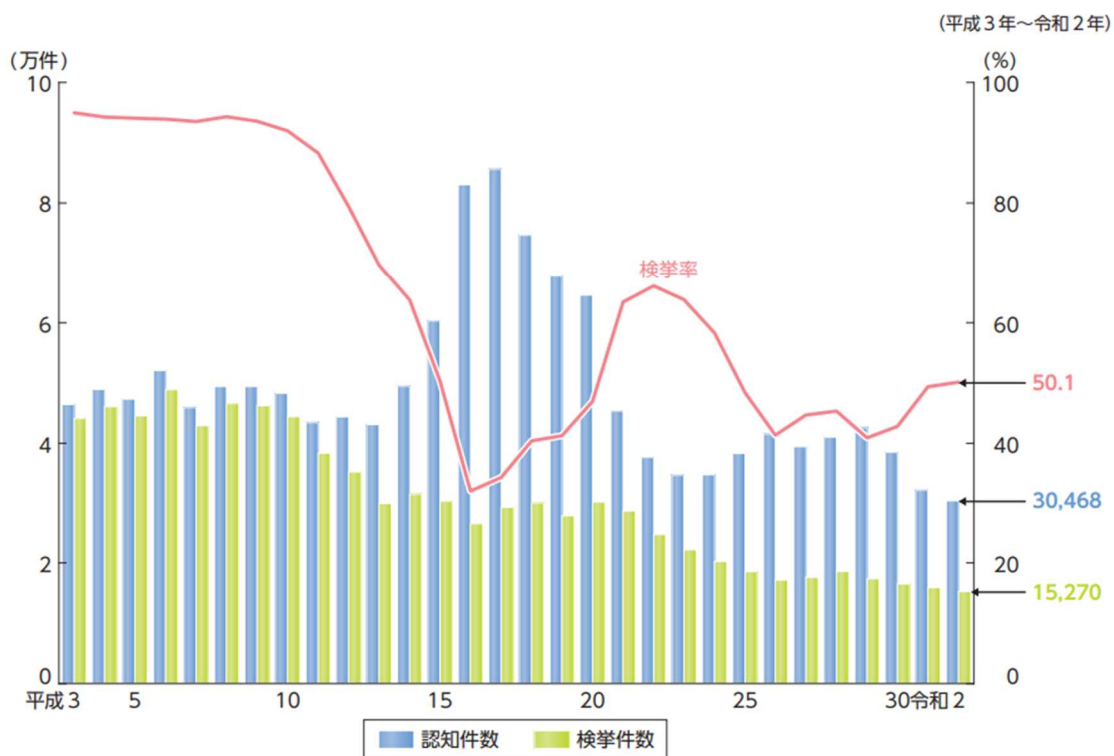
公共政策A、公共政策Bのうち、いずれか一方を選んで解答しなさい。なお、問題番号欄には、公共政策A、公共政策Bの別を明記すること。

### 公共政策A

近年の日本における社会的課題の一つとして継続的に発生する詐欺被害があり、政府はこの問題への対策を進めてきている。参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 複数の参考情報のデータを比較し、日本の詐欺問題にどのような特徴が観察されるのかについて、具体的に三つ説明しなさい。
- (2) 詐欺問題への対策を考える上では、問題の構造的要因を考慮することもできる。一般に、政府による公共政策が要請されるときは「市場の失敗」があると言われている。その要因としては、例えば、公共財、自然独占、情報の非対称性、負の外部性が考えられるが、①まず、これら四つの概念について、それぞれ適切な具体例を挙げつつその内容を説明しなさい。②次に、その四つのうちいずれが、近年の日本の詐欺問題の特徴に最も関連すると考えられるかについて、その理由とともに説明しなさい。
- (3) 詐欺問題に対応する政策手段としても、いくつかのアプローチが考えられる。以下の①、②、③のアプローチについて、それぞれのメリットとデメリットを説明しなさい。
  - ① 詐欺被害の拡大を抑制するために、政府は規制をより強化する。
  - ② 政府が詐欺に関する注意喚起を含めた情報提供を積極的に行う。
  - ③ インターネット上での不特定多数の対象者への情報配信の多さが問題視されることがあり、これに対して、「オプトイン方式」の情報提供設計を義務付ける。

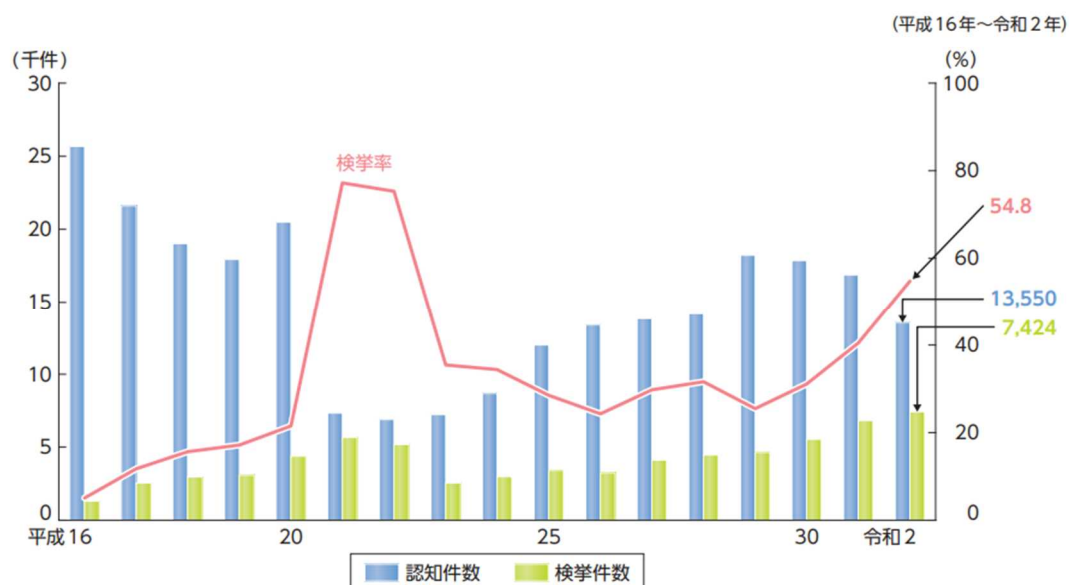
参考情報 1. 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

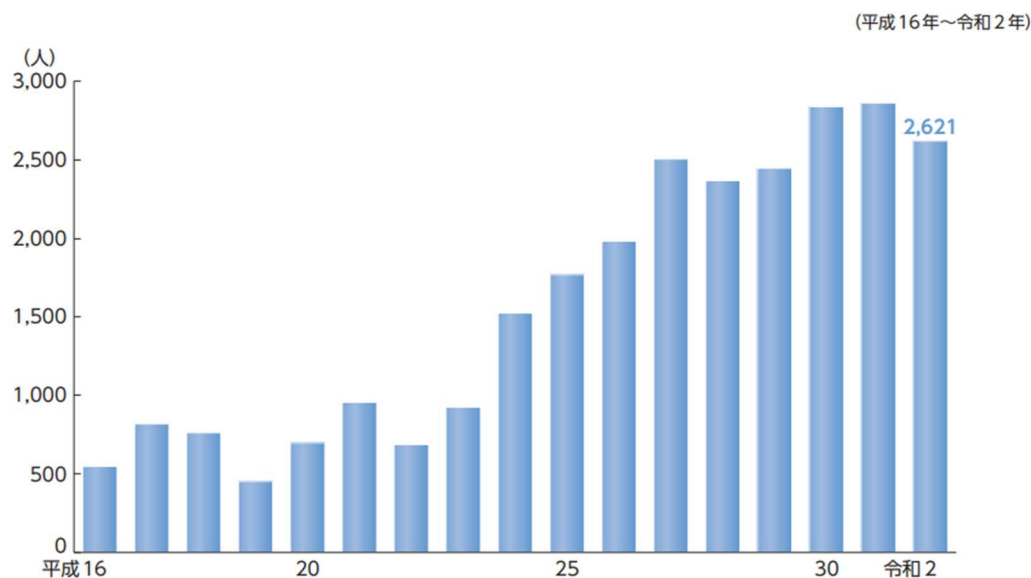
## 参考情報 2. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 各数値は、次の類型の合計である。  
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺  
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺  
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺  
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗  
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺  
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。  
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

### 参考情報 3. 特殊詐欺 検挙人員の推移



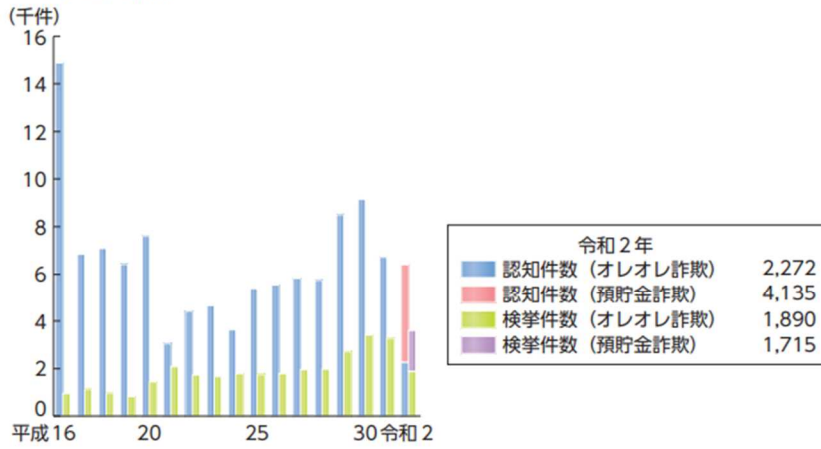
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 各数値は、次の類型の合計である。  
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺  
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺  
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺  
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗  
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺  
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。  
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 4. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移

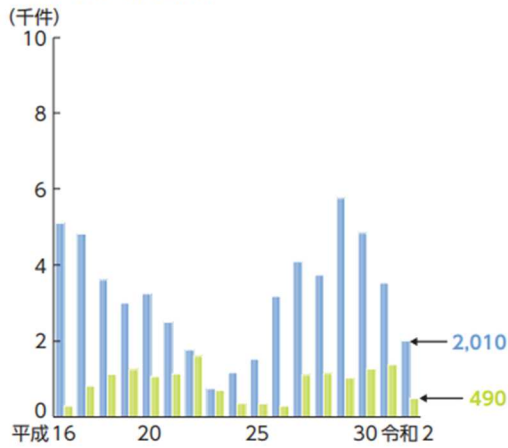
(平成16年～令和2年)

### ① オレオレ詐欺



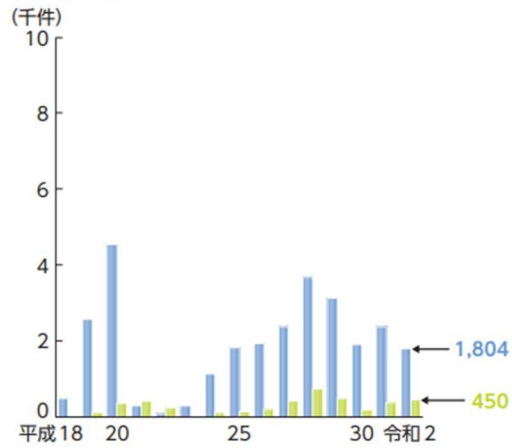
(平成16年～令和2年)

### ② 架空料金請求詐欺



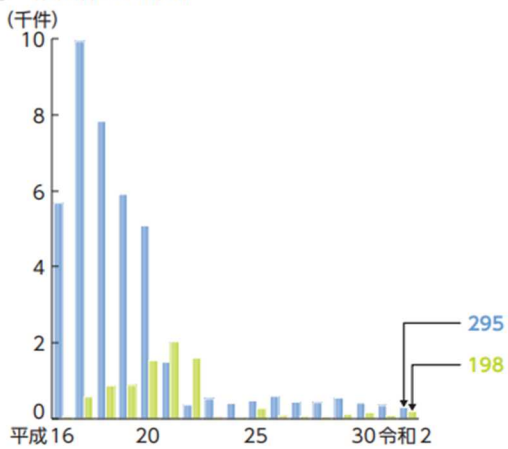
(平成18年～令和2年)

### ③ 還付金詐欺



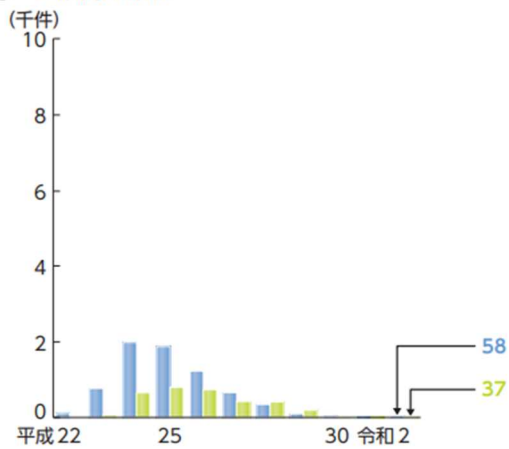
(平成16年～令和2年)

### ④ 融資保証金詐欺

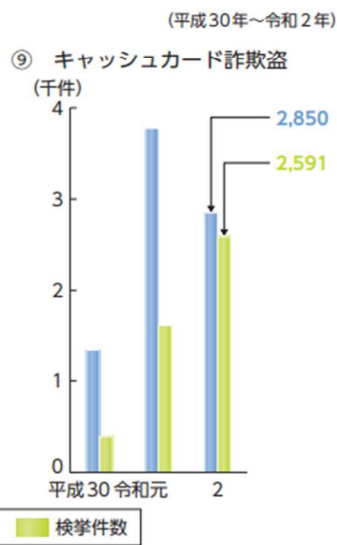
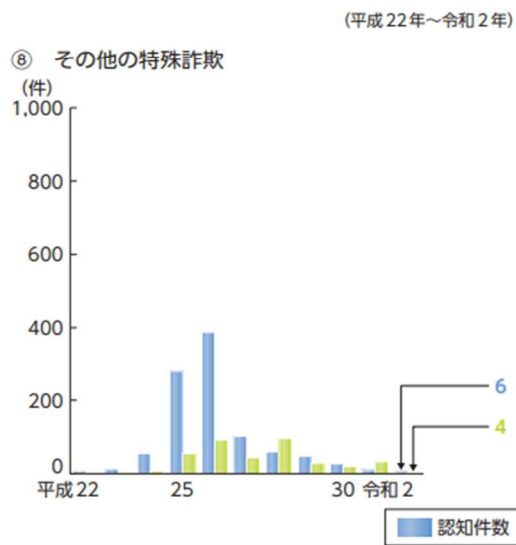
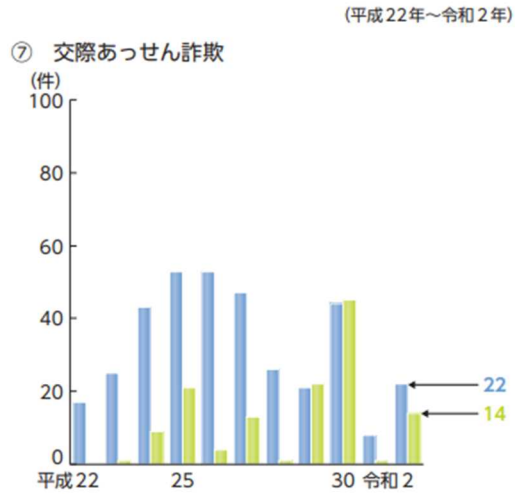
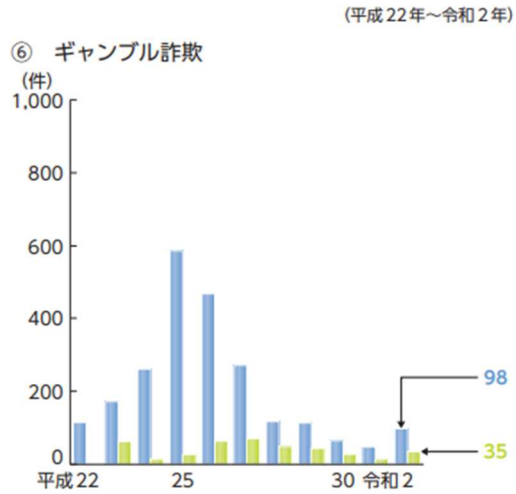


(平成22年～令和2年)

### ⑤ 金融商品詐欺



■ 認知件数 ■ 検挙件数



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 5. 特殊詐欺の種類

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の種類に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)



## 公共政策B

たばこの喫煙については、健康への悪影響等が指摘され、社会全体の医療費を増大させることも広く知られている。その一方で、たばこ税から得られる税収は毎年、2兆円前後の規模であり、重要な税源となっている。

たばこやたばこ税に関して、参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

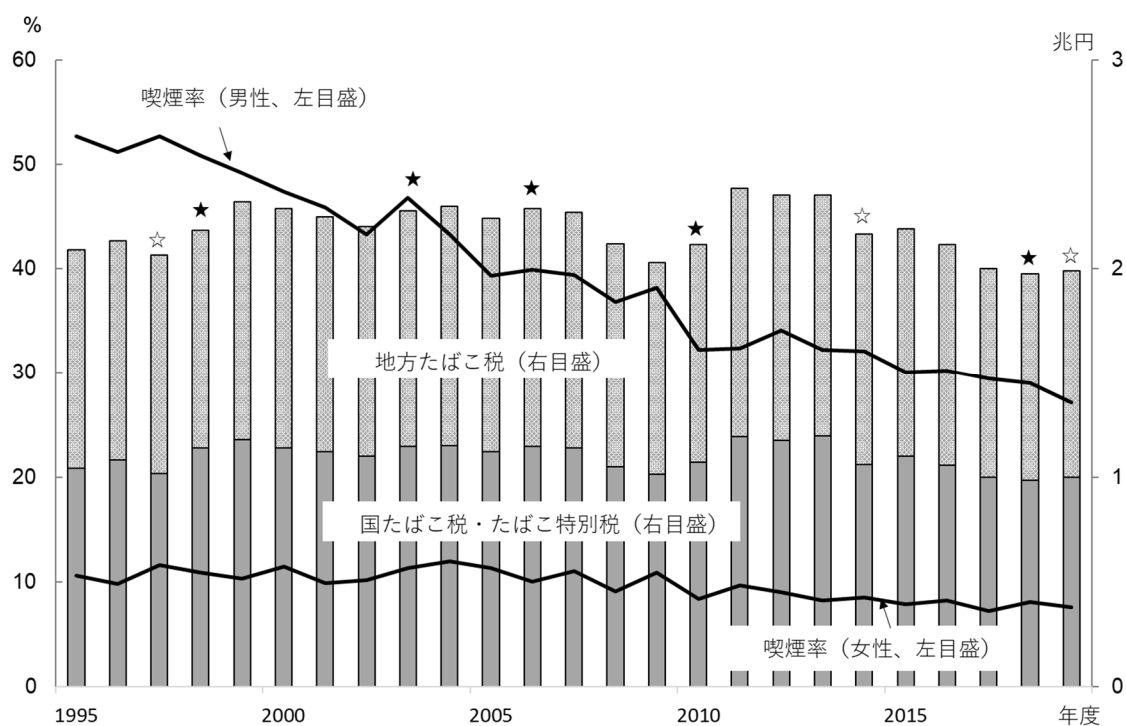
- (1) 参考情報1に示したように、たばこにかかる税負担の割合は、ほかの財・サービスにかかる消費税率をはるかに上回っている。その理論的な理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (2) 参考情報2に示したように、喫煙率はとりわけ男性を中心に明確な低下傾向を示しているが、国・地方を合わせたたばこ税収は2兆円前後の規模でほぼ安定的に推移している。その理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (3) たばこ税は国・地方双方にとって重要な税源であり、これからも維持すべきだとする主張もある。この主張の妥当性を検討するためには、どのような情報が必要になるか説明しなさい。
- (4) 喫煙者は非喫煙者に比べて疾病リスクが高いにもかかわらず、公的な医療保険の保険料率に差はないことから、喫煙者の保険料率を高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、喫煙者の保険料率をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。
- (5) 人々の健康増進や社会全体の医療費削減のためには、たばこの税負担をもっと高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、その他の政策の可能性も考慮して、たばこの税負担をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。

参考情報 1. たばこの税負担内訳（紙たばこ 1 箱 580 円商品の場合）

項目	税額（円）	価格に占める比率（％）
国たばこ税	136.0	(23.5)
地方たばこ税	152.4	(26.3)
都道府県たばこ税	21.4	(3.7)
市区町村たばこ税	131.0	(22.6)
たばこ特別税	16.4	(2.8)
消費税	52.7	(9.1)
合計	357.6	(61.7)

（出典）JT「たばこ税の仕組み」

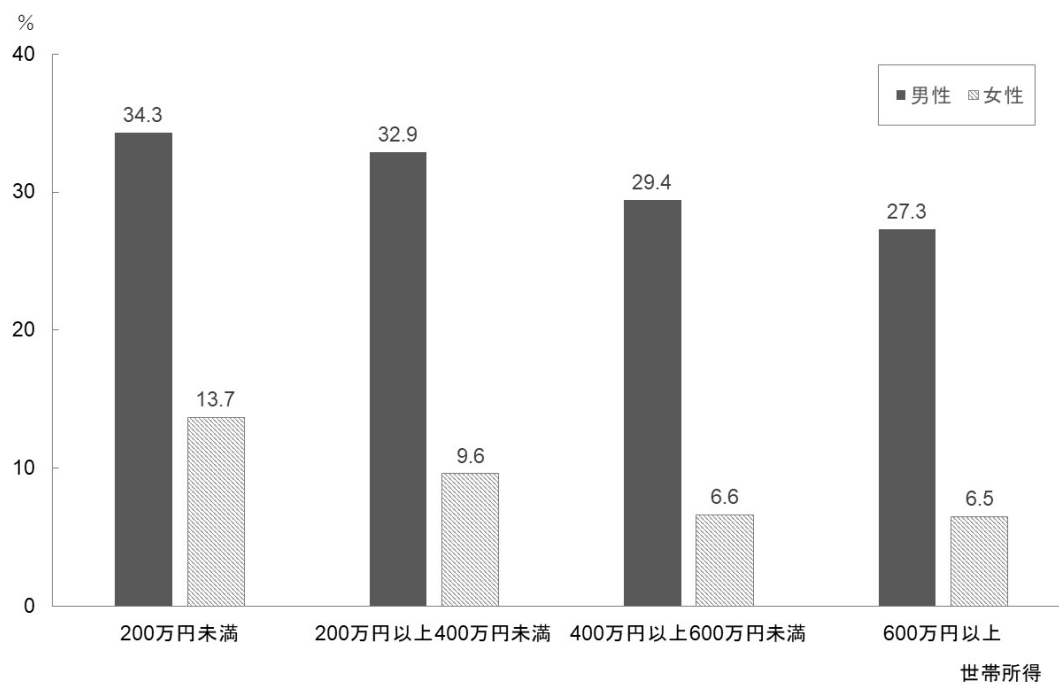
参考情報 2. 喫煙率とたばこ税収の推移



（注）★はたばこ増税、☆は消費税増税が実施された年である。

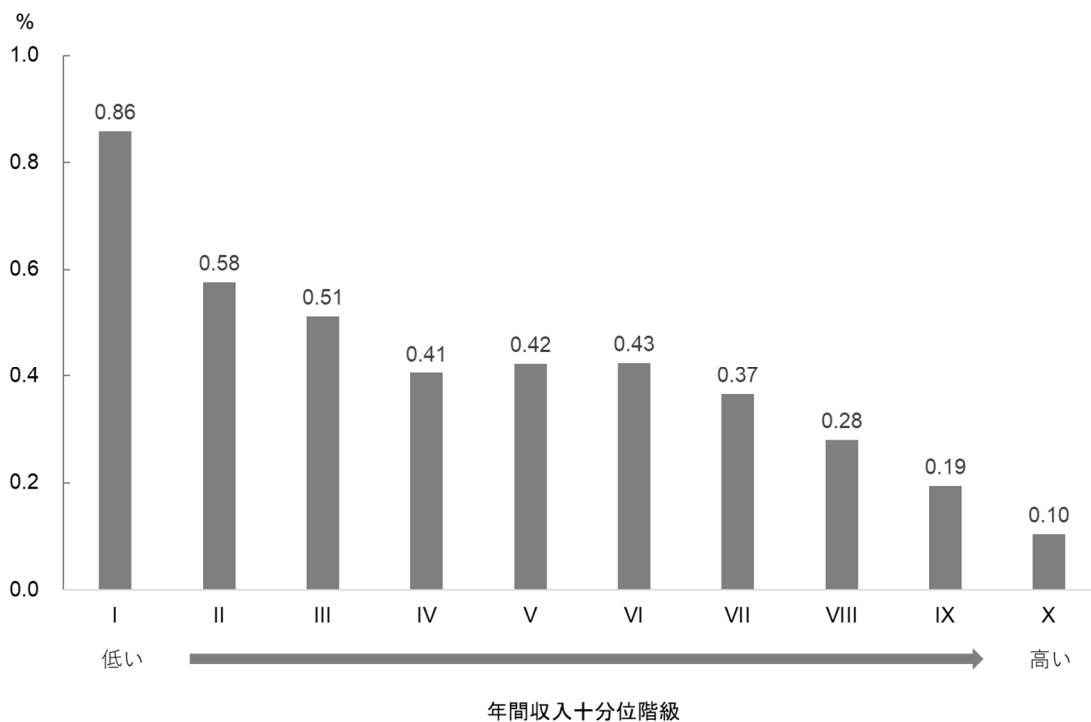
（出典）財務省「たばこ税に関する資料」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」（各年）

### 参考情報 3. 世帯所得階級別に見た喫煙率（2018年）



（出典）厚生労働省「国民健康・栄養調査」（2018年）

### 参考情報 4. 世帯収入階級別に見たたばこ支出が収入に占める比率（2022年）

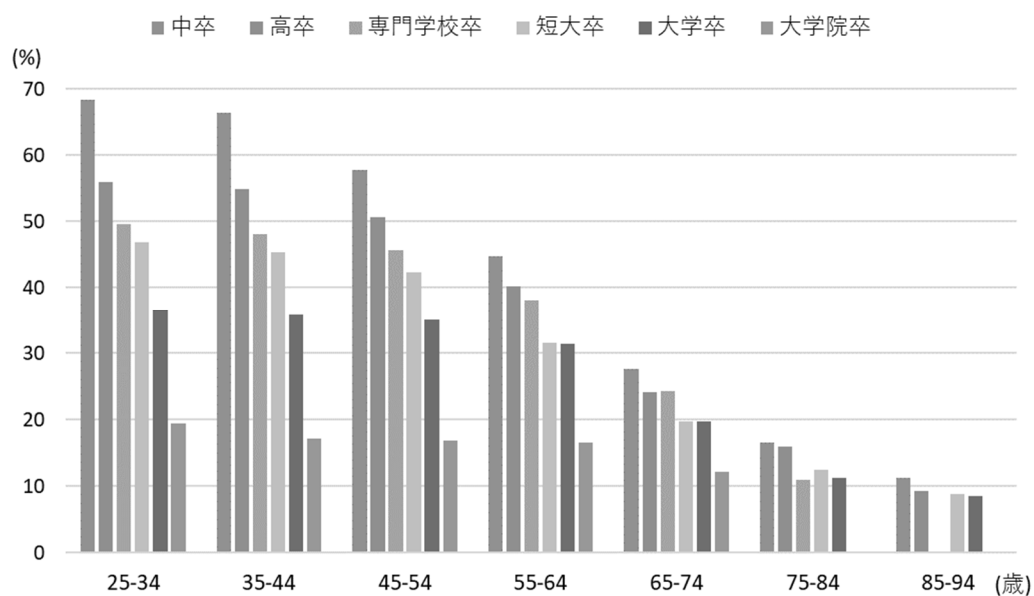


（注）総世帯ベースである。

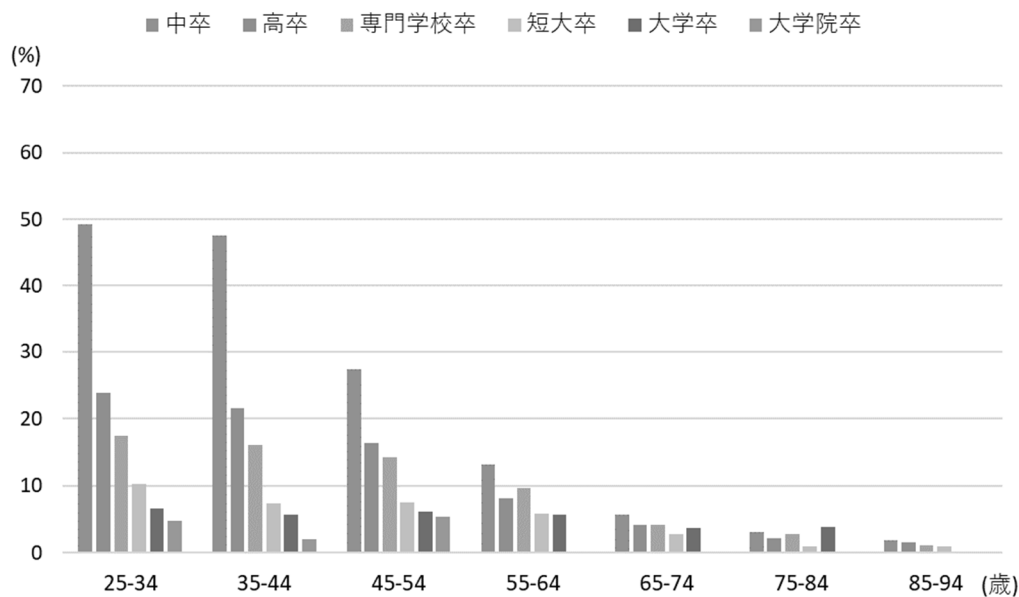
（出典）総務省統計局「家計調査年報」（2022年）

## 参考情報 5. 学歴別に見た喫煙率（2010年）

### ①男性



### ②女性



(注) データは、厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010)に基づく。

(出典) 田淵貴大(2016)「日本における喫煙の学歴格差」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『健康日本 21(第二次)の推進に関する研究平成 27 年度総括・分担研究報告書』